平成２６年（フ）第２１４２号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目21番39号ロイヤルプロヴァンス201号室
債務者　プライムこと　森　　貢一
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１８１号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目13番６号
債務者　松尾眞由美（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２０９号
大阪市中央区南船場１丁目16番12―1004号
債務者　柴田　愛子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４３３号
大阪府吹田市南吹田４丁目６番13号
債務者　杉山　正弘
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４３５号
大阪市西成区北開１丁目１番１―306号
債務者　今尾　絹子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６６号
山形県西村山郡河北町谷地字月山堂609番地２　サンコーポラス河北第２棟―504号
債務者　牧野　　登
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５２号
岐阜県安八郡神戸町大字末守211番地の９北の四番
債務者　前田　勝司
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
岐阜県安八郡神戸町大字末守211番地の９北の四番
債務者　前田さおり
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
岡山県倉敷市東塚４丁目９番15号　メロウグローブＢ102
債務者　森本　孝夫
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
三重県伊勢市下野町272番地１　サニーフジ202号室、前住所大阪府豊中市桜の町４丁目５番１号
債務者　中井　正人
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
愛知県岡崎市六名東町８番地２　むつなメゾン102
債務者　宇都宮恒民
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
長崎県島原市北門町1330番地１、前住所長崎県島原市北門町1330番地３
債務者　本多ヨシ子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第２７４号
東京都羽村市羽東１丁目29番４号第２森田マンション205
債務者　近藤　慎也
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３７４号
東京都西東京市柳沢５丁目14番13号プロミネンス柳沢202号
債務者　福本　奈美
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５４号
栃木県足利市五十部町1224番地16　ウィステリアＦＩ202、前住所栃木県足利市小俣町716番地７　エルディムセントポーリア101
債務者　宮原由美子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第２３７号
栃木県那須塩原市井口599番地28
債務者　斉藤　一男
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７１１号
横浜市鶴見区下末吉５丁目24番27号　ハーバー鶴見
債務者　青田　光一
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部